

議案第 2 号

野田市通学区域審議会委員の委嘱について

野田市通学区域審議会条例（昭和57年野田市条例第4号）第3条第2項の規定により、次の者を野田市通学区域審議会委員に委嘱する。

令和4年5月30日提出

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

氏 名	備 考
おおの ひろし 大野 寛師	P T A を代表する者
つるおか なおみ 鶴岡 尚美	P T A を代表する者

令和4年6月 1日付委嘱

令和4年7月31日満了

提案理由

野田市立小中学校 P T A 連絡協議会における役職の変更に伴い、残任期間にについて委嘱しようとするものである。

○野田市通学区域審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 市立学校通学区域の適正化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、野田市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域の実情に詳しい者
- (2) PTAを代表する者
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 市職員

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

野田市通学区域審議会委員名簿

委員構成区分	氏 名	職等	備考
地域の実情に詳しい者	山形 かつえ やまがた かつえ	中央地区	
地域の実情に詳しい者	葉原 和史 ははら かずしと	東部地区	
地域の実情に詳しい者	海老原 健夫 えびはら ひでお	南部地区	
地域の実情に詳しい者	藤井 愛子 ふじい あいこ	北部地区	
地域の実情に詳しい者	須賀 昭徳 すが あきのり	福田地区	
地域の実情に詳しい者	岡田 翬 おかだ ひろ	川間地区	
地域の実情に詳しい者	千葉 久美 ちば くみ	木間ヶ瀬地区	
地域の実情に詳しい者	飯野 きみ子 いいの きみこ	二川地区	
地域の実情に詳しい者	佐藤 清美 さとう きよみ	関宿地区	
地域の実情に詳しい者	亀崎 敬子 かめざき けいこ	清水台小学校評議員	
地域の実情に詳しい者	栗根 静江 あわね しづえ	元みづき小学校PTA会長	
関係教育機関の職員	村田 弘信 むらた ひろのぶ	二ツ塚小学校長	
関係教育機関の職員	杉崎 哲実 すぎさき てつみ	第二中学校校長	
PTAを代表する者	大野 寛師 おおの ひろし	関宿中学校 P T A	新任
PTAを代表する者	鶴岡 尚美 つるおか なおみ	関宿中学校 P T A	新任
市職員	小田川 豊 おだがわ ゆたか	建設局長	
市職員	生嶋 浩幸 いきしま ひろゆき	企画財政部長	

任期：令和2年8月1日から令和4年7月31日まで

(ただし、野田市通学区域審議会条例第4条第3項の規定により、地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。)